

原発本第109号  
平成30年6月29日

原子力規制委員会  
原子力規制庁  
緊急事案対策室長 殿

九州電力株式会社  
原子力発電本  
原子力管理部

川内原子力発電所原子力事業者防災業務計画の読み替えについて（ご連絡）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は弊社事業に対し格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、弊社の新たな職位設置を踏まえ、防災体制の充実を図るため、「川内原子力発電所原子力事業者防災業務計画」の見直しが必要となりました。

つきましては、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について（規程）」に基づく軽易な変更扱いとして、平成30年7月1日から次回修正までの期間、添付のとおり読み替えることにより運用いたしますのでご連絡申し上げます。

敬 具

・添付資料

川内原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

川内原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

| 現 行  | 読み替え後   | 備 考  |
|--|---|--|
| <p>(2) 副原子力防災管理者の職務</p> <p>副原子力防災管理者（以下「副防災管理者」という。）は、次長（技術）、次長（環境広報）、次長（事務）、次長（防災）、次長（保全計画）、次長（土木建築）、安全品質保証統括室長及び安全品質保証統括室副室長（発電用原子炉主任技術者を除く。）並びに原子力訓練センター所長（発電用原子炉主任技術者を除く。）とし、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a　原子力防災組織の統括について原子力防災管理者を補佐する。</p> <p>b　原子力防災管理者が不在のときに上記の順位により、その職務を代行する。</p> | <p>(2) 副原子力防災管理者の職務</p> <p>副原子力防災管理者（以下「副防災管理者」という。）は、次長（技術）、次長（環境広報）、次長（事務）、次長（防災）、次長（保全計画）、<u>次長（新検査制度担当）</u>、次長（土木建築）、安全品質保証統括室長及び安全品質保証統括室副室長（発電用原子炉主任技術者を除く。）並びに原子力訓練センター所長（発電用原子炉主任技術者を除く。）とし、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a　原子力防災組織の統括について原子力防災管理者を補佐する。</p> <p>b　原子力防災管理者が不在のときに上記の順位により、その職務を代行する。</p> | <p>&lt;読み替え理由&gt;</p> <p>新たな職位設置を踏まえた防災体制の充実</p> |